

もくじ

1. 官庁施設情報管理システムの特殊入力について
2. 「災害」が起きた際に重要となる保全
3. 保全Q&A

1. 官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）の特殊入力について

官庁施設情報管理システム（以下BIMMS-N）については、四国4県において今年度も5月から6月にて説明会を予定しています。保全担当者の皆様のご参加をお待ちしていますのでよろしくお願います。

説明会においては、パソコンを使用しながら操作方法等ご説明していますが、中長期保全計画を各施設において作成する場合、仕上げの種類、設備方式の違い等システムにてあらかじめ用意された内容と違う内容を入力する必要もあるかと思ひます。今回は、その場合の入力方法を簡単に説明します。

下記表示画面はBIMMS-Nの初期画面です。 印で囲んだ部分から中長期保全計画を作成しますが、 印で囲んだ部分をクリックすると下記のようなマニュアル等の参考資料が表示されます。

BIMMS-N
官庁施設情報管理システム

ユーザー： 9328PSSQ
ユーザー名： 四国地方整備局営繕部 (参照のみ)
属性： 保全指導担当

ログアウト

■ 調査関連資料 >> 調査関連資料一覧

調査関連資料

法令・通知文書・マニュアル・調査関係・調査資料・FAQ・その他
■ メニューをクリックすると各項目へ移動します。

トピックス

文書名	分類	形式	サイズ	登録日付	備考
通知・削除・変更リスト(様式1~3)	調査関係	xlsx	86KB	2018/01/17	平成30年度の保全業務調査等に先立ち、平成29年度までの施設情報をBIMMS-Nに登録するために必要になりました。ご協力お願ひします。
【保全計画書用】入力マニュアル(表紙編) (H2804版1)	マニュアル	pdf	4,985KB	2017/05/08	BIMMS-Nの調査入力時の参考資料
【保全計画書用】入力マニュアル(表紙編) (H2804版1)	マニュアル	pdf	3,623KB	2017/05/08	BIMMS-Nの調査業務の入力マニュアル
【保全計画書用】操作説明書 (H2903版)	マニュアル	pdf	4,163KB	2017/04/27	BIMMS-Nのシステムについての操作説明書
調査情報の建築地等の保全の状況	調査資料	pdf	14,599KB	2017/03/28	(H29.3)
中長期保全計画書作成ツール_入力マニュアル	マニュアル	pdf	1,745KB	2017/03/23	中長期保全計画書作成ツールの操作手順とエラーメッセージを解説しています。
中長期保全計画書作成ツール	その他	xism	806KB	2017/03/23	既述のAccessシートで作成した中長期保全計画をBIMMS-Nの検索に連携させるツール
【保全計画書用】操作説明書(表紙)【マインダー】	マニュアル	pdf	2,270KB	2017/01/25	卓機リマインダーのシステム操作についての説明書
【保全計画書用】入力マニュアル(卓機)【マインダー】	マニュアル	pdf	9,908KB	2017/01/25	卓機リマインダーの入力のマニュアル
【保全計画書用】保全計画書(表紙)【マインダー】	マニュアル	pdf	2,712KB	2017/01/25	検索機能の入力のマニュアル
BIMMS-Nを使用した調査施設調査用_運用マニュアル	マニュアル	pdf	4,283KB	2017/01/25	施設施設計画を作成する手順をまとめたマニュアル
FAQ	FAQ	pdf	104KB	2016/08/05	FAQを参照しました(調査票-インポート時にエラーメッセージが表示された際の対応)
調査情報の建築地等の保全の状況(調査資料_表紙(表紙編))	調査資料	pdf	5,287KB	2016/05/02	(H28.3)

法令

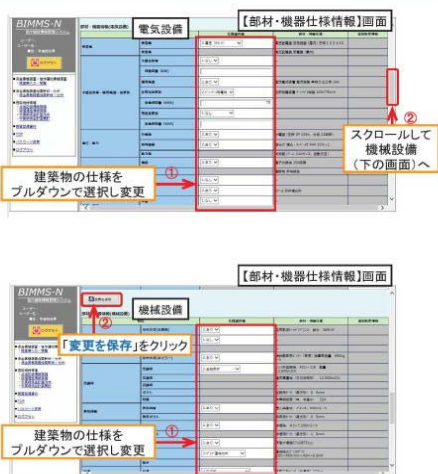
文書名	形式	サイズ	登録日付	備考
調査情報の建築地の調査以外の建築地の定期点検	pdf	431KB	2014/07/08	調査情報の建築物の調査以外の建築設備の定期点検における点検の項目、準拠、方法及び検査の判定基準を定める件
調査情報の建築物の調査及び設備の定期点検	pdf	388KB	2014/07/08	調査情報の建築物の調査及び設備の定期点検における点検の項目、方法及び検査の判定基準を定める件

表示されたマニュアルの中で「BIMMS-Nを活用した個別施設計画策定・運用マニュアル」を開くと「3. 2中長期保全計画の見直し」があり、以下のような画面を説明した内容があります。左側が用意された仕様等を選んで入力する画面ですが、そのプルダウンメニューの一番下に「その他」という項目があります。それを選ぶと画面右側にある「詳細」ボタン表示がオンとなり、仕様、改修周期、改修単価等が任意で入力できます。この「その他」の項目は建築のプルダウンメニューと建築、設備のそれぞれの項目の下に「電気設備 その他1」等として用意されているので標準によらない内容の入力が各項目で可能になります。また、「中長期保全計画」のデータをエクセルシートに出力し、そのエクセルシートの内容を変更しBIMMS-Nにインポートして使用することも可能です。施設の状況、または各省庁で決められている改修周期等があればその内容に変更することにより実態に即した内容で中長期保全計画が作成できるのです。

3. 2 中長期保全計画の見直し

計画の見直し② 実際の建築物の仕様を反映する

- 修正が完了したら、「変更を保存」をクリックします。



3. 2 中長期保全計画の見直し

計画の見直し③ 特殊な部位・設備を追加する

- 【部材・機器仕様情報】タブをクリックします。
- 【部材・機器仕様情報】画面が表示されたら、該当する部位の「仕様選択欄」で「8. その他」を選択します。
- 追加設定情報の「詳細」をクリックして、「部材・機器仕様」、「単価」、「数量」、「単位」、「更新周期」を入力します。
- 部位を新たに追加する場合も、追加設定情報の「詳細」をクリックして入力します。
- 入力が完了したら「変更を保存」をクリックします。



追加設定情報					
部位	部材・機器仕様	数量	単位	更新周期	
設備	照明	100	台	5年	

2. 「災害」が起きた際に重要となる保全

今年度当初にも山陰地方にて大きな地震が発生しましたが、施設に設置されている防災設備については、いざ災害が起きた場合に所定の機能を発揮しなければ被害が拡大してしまう可能性のある防災上重要なものがたくさんあります。防災設備は消防用設備(消火設備、非常警報設備、避難設備等)、建築基準法関係防災設備(非常用照明装置、防火戸・防火シャッター、防火ダンパー、排煙装置等)があります。今回は普段あまり使用しないために正常な状態が保たれていない場合が見受けられる非常用照明器具について紹介します。

・非常用照明器具の電池は切れていませんか？



【非常用照明器具(電池内蔵型)】

事務庁舎では、階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物などに設置されています。火災などで停電が発生すると、避難方向や周囲の状況を把握し避難するため、非常用照明が点灯します。正常に点灯するか等、確認をお願いします。

電池内蔵型器具では、試験用フックを引いて点灯確認、試験用フック付近の充電モニタで電池の充電状況の確認をします。(下記参照)充電モニタが点灯しない場合は、電池交換が必要です。

【充電モニタによる電池の充電状況確認】

(モニタ表示は器具により異なる場合があります。取扱説明書などで確認を行い点検をお願いします)

- ・点灯する : 正常。(充電されています)
- ・点灯しない : 電池が切れている。

点灯しない場合は、電池を速やかに交換して下さい。(電池の寿命の目安は4～6年)

また、避難口・通路誘導灯器具本体の表示板は6～10年が交換の目安です。非常用照明器具と同様に充電モニタ等にて確認をお願いします。



3. 保全Q&A

四国地方整備局営繕部では、四国地区官庁施設保全連絡会議終了後に保全相談コーナーを設けているほか、随時電話及びメールで相談を受けています。その中で相談のあった内容について紹介させていただきます。

【12条点検の点検方法を定める告示が改訂されました】

平成28年6月1日より施行されており、建築基準法改正に伴い、点検の方法を定めた、告示が改正されました。官公法の点検に関する告示についても改正が行われております。また、点検資格者のについても6月1日より変わりましたのでご注意ください。

Q 外壁点検の外注を検討中。定期点検が出来る者の資格要件で「建築物調査員の2年以上の実務経験者」とは、行政職員に限定されるのか？
A 行政職員に限定。従前の告示は内容が変わっている旨を説明しました。(右表参照)

部位	建基法の点検	官公法の点検	6/1～の点検資格者※
敷地、構造	H20国交省告示第282号 H28国交省告示第703号 (改正)	H20国交省告示第1350号 H28国交省告示第789号 (改正)	一級・二級建築士、 建築物調査員
昇降機	H20国交省告示第283号	(建基法による) 同左	一級・二級建築士、 昇降機等検査員
建築設備 (昇降機を除く)	H20国交省告示第285号 H28国交省告示第706号 (改正)	H20国交省告示第1351号 H28国交省告示第790号 (改正)	一級・二級建築士、 建築設備検査員
防火設備	H28国交省告示第723号 (制定)	H28国交省告示第790号 (改正)	一級・二級建築士、 防火設備検査員

※国の建築物に限り「2年以上の実務経験者」は、申請により資格者証の交付を受ければ一部の点検以外は実施できます。(ただし手続きの詳細については未確定な部分があります)

